



令和 7 年 8 月 6 日
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

道路法第 7 1 条第 2 項第 1 号に基づく監督処分の実施について

九州地方整備局鹿児島国道事務所は、本日、公益社団法人鹿児島県バス協会に対し、道路法第 7 1 条第 2 項第 1 号に基づく監督処分を行いました。

【監督処分の内容】

- 1 処分年月日： 令和 7 年 8 月 6 日
- 2 処分対象業者： 公益社団法人鹿児島県バス協会（会長 岩崎 芳太郎）
所在地： 鹿児島県鹿児島市鴨池新町
- 3 処分の内容： 令和 4 年 3 月 3 1 日付けで道路占用許可したバス停留所標識 1 本に対する道路法第 7 1 条第 2 項第 1 号に基づく移転措置命令
- 4 処分理由： 別紙 1 のとおり
- 5 概要：
 - ① 移転対象 バス停留所標識 1 本
 - ② 占用場所 国道 1 0 号 4 5 9 k 2 5 0 左（鹿児島市吉野町 9 6 9 8 番 1 0 地先）
 - ③ 移 転 先 鹿児島市吉野町 9 6 9 8 番 1 0 地先（別紙 2）

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所 技術副所長 古賀 尚永（こが たかのり）
TEL：099-216-3111（代表）

(別紙１)

処 分 理 由

鹿児島市吉野町の国道１０号と市道上本町磯線が交わる交差点における鹿児島市街地方面の車線において、直進車と左折車が同一車線に混在しているため、市道分岐部での無理な追い越しや急な減速を原因とした追突事故等が多発している状況にある。

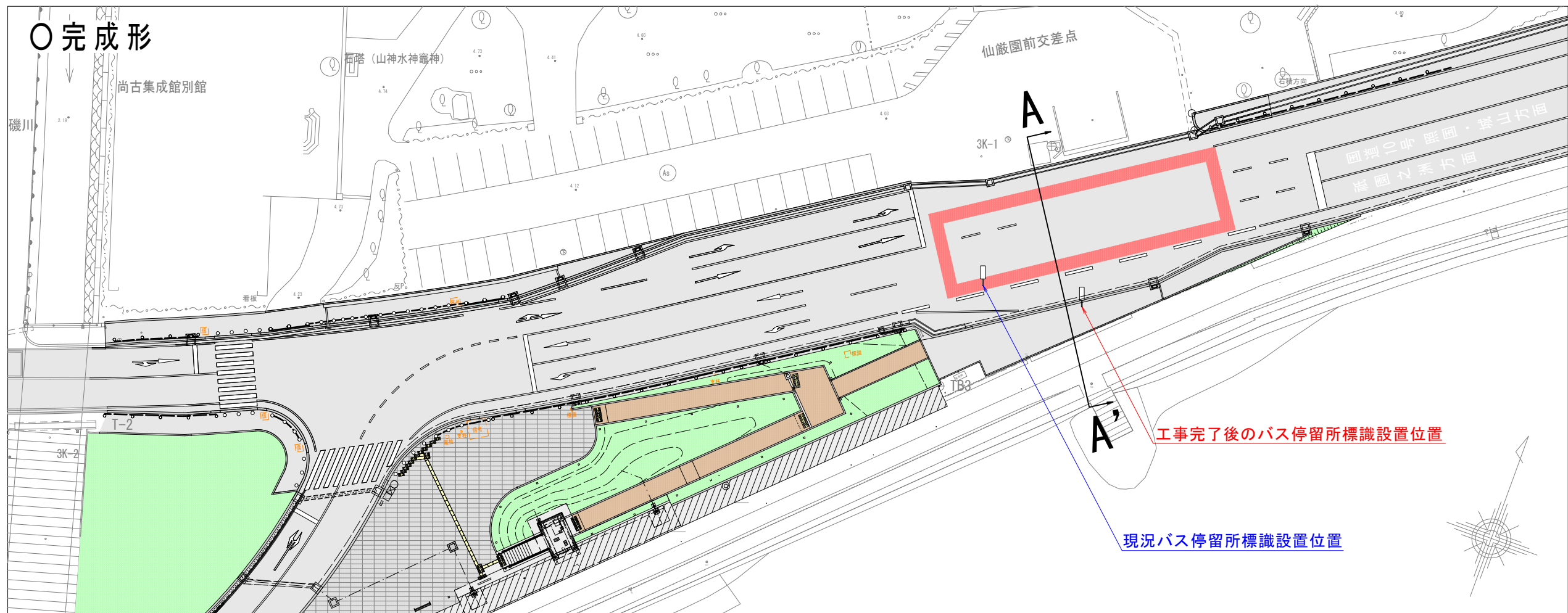
このため、当事務所においては、新たに左折車線等を設置し、直進車と左折車の混在を解消、同交差点付近における交通事故の防止、道路利用者の安全性の向上を図ることを目的として、「国道１０号磯地区事故対策事業」を実施している。

当該事業箇所内に同協会へ道路占用許可して設置されているバス停留所標識１本について、当該事業において必要となる道路工事の支障となり、やむを得ず移転の必要が生じたことから、同協会に対して当該事業の必要性やバスベイを設けバス停留所標識を移転するとした計画の説明を行うなどし、支障となるバス停留所標識の移転を求めてきたが応じないため、これまで再三にわたり移転するよう勧告を行ってきた。

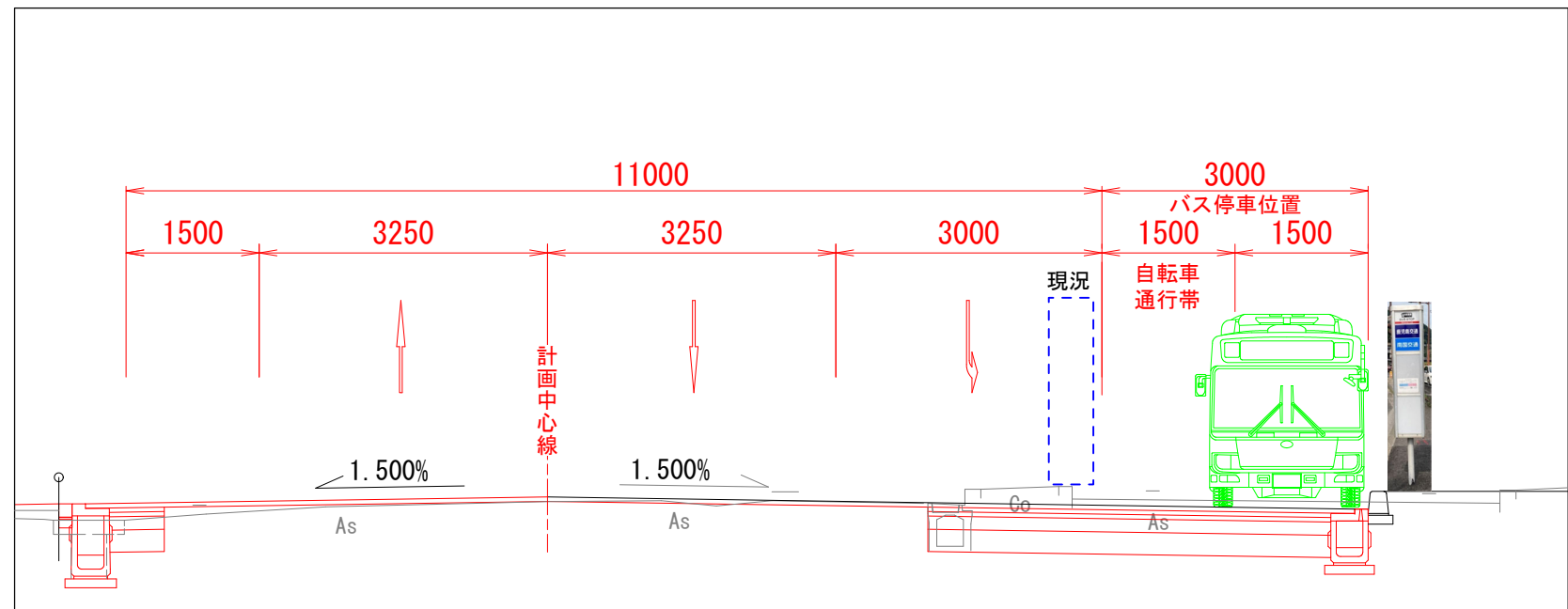
しかし、依然として同協会は、バス停留所標識の移転に応じないため、国道１０号磯地区事故対策事業を完了することができないことから、左折車線の幅員（バス停留所標識の箇所）が道路構造令で定められている計画上必要な幅員を確保できず、安全な走行が妨げられている。また、左折車線上にバスが停車することにより、後続車による追突事故、バスを追越すために車線変更しようとする車両による接触事故が発生する恐れなど、安全性が確保されていない状況（別添）にあることから、本日、同協会に対して、道路法第７１条第２項第１号に基づく監督処分を行ったものである。

〔バス停留所標識移転箇所〕

平面図



A-A' 断面



①【計画上必要な車線幅員が確保できない】



②【バス停車に伴う後続車両の滞留】



③【バス停車時の追い越し】



①【計画上必要な車線幅員が確保できない】

バス停留所標識が移転されないことにより、計画上必要な車線幅員が確保できず狭くなっており、安全な走行が妨げられている。

②【バス停車に伴う後続車両の滞留】

バス乗降時に左折車線上に停車することで、後続車の滞留が発生し、追突事故等が懸念される。

③【バス停車時の追い越し】

バス乗降時に左折車線上に停車することで、バスを追い越すために車線変更する車両と直進車両との接触事故による危険性がある。